

総務委員会会議録

平成20年3月12日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:00

○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第14号 平成20年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人権同和推進課長

議案第14号 平成20年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算の補足説明をいたします。

予算書の289ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額は、1億215万5千円と定めるものでございます。その主な内容につきまして御説明いたします。

292ページをお願いいたします。歳入、2款県支出金、1項県補助金、1目住宅新築資金等補助金の1449万1千円につきましては、償還事務に係る県の補助金でございます。

293ページをお願いいたします。歳入、6款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金等貸付金元利収入の7317万2千円につきましては、国県の住宅新築資金等貸付金の償還金を計上したものでございます。

294ページをお願いいたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の1363万7千円につきましては、貸付金の回収に伴う関係経費を計上したものであります。

295ページをお願いいたします。歳出、2款公債費、1項公債費の8841万8千円につきましては、市債償還の元金と利子を計上したものでございます。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 川上委員

おはようございます。川上直喜です。

最初に新年度の滞納整理の目標はどうなってますでしょうか。

○ 人権同和推進課長

貸付件数から言わせてもらいますけど、貸付件数が2122件で貸付総額が57億204万7千円。18年度の償還件数が436件、19年度決算見込み償還件数が392件。18年度の滞納件数が256件。19年度の決算で見込み滞納件数が247件。18年度滞納額が3億7708万3619円。19年度末決算見込みといたしまして3億8142万9058円となっております。18年度末の現年徴収率が71.06%、19年度末決算見込みの徴収率が72.73%となっております。それと20年度の見込みのパーセントといたしまして70%を見込んでおります。

○ 川上委員

滞納整理という点でいうと今年は何件くらいというふうに答えられませんか。

○ 人権同和推進課長

先ほど申しましたけど、19年度の決算見込みとして滞納額が3億8142万9058円となっております。率にいたしまして件数は247件となっております。

○ 川上委員

さっきから聞いているのは20年度のこと聞いてるんですね。ですから今の答弁だと19年度末の滞納件数が247件で、額にして3億8142万円の滞納額があると。だから20年度はこれを全部回収するというのが目標だという答弁ですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:06

再開 10:06

委員会を再開します。

○ 人権同和推進課長

どうも申し訳ありません。

これ元金と利子で現年度見込みが6703万6千円で収納率70%をみて、4692万5200円、過年度が3億336万9086円に徴収率5%を掛けて1516万8450円、それと利子につきましても現年が1103万8千円に徴収率70%掛けまして772万6600円調定、過年度につきましては6388万3千円に収納見込み5%掛けまして319万4150円を見込んでおります。

○ 川上委員

分かりにくかったんですが、そうすると滞納が3億何千万円かあって、そのうちの回収整理目標は319万円ということですか。

○ 人権同和推進課長

過年度につきましては今言われましたような1516万8450円とあと利子につきましては319万4150円という形になっております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:09

再開 10:12

委員会を再開します。

○ 人権同和推進課長

元利合わせて約3億6千万円でございます。その収納率見込み5%を見込みまして、約1800万円を見込んでおります。

○ 川上委員

そこで滞納件数が先ほど19年度末で247件というふうに説明がありましたけど、その理由別内訳をこの間聞いたことがありますけど、現状どうなっておるかお尋ねします。

○ 人権同和推進課長

自営業の営業不振によるものが9件です。営業不振によるものが20件、住宅取得のためということで借金がある方が15件、本人死亡が41件、本人が病気の方が11件、保証債務の履行が8件、退職等による収入減が36件、生活保護ということで12件、本人の意志の欠如が52件、破産によるものが8件、行方不明22件、その他13件、合計いたしまして247件となっております。

○ 川上委員

このうち和解に入っているのは何件くらいありますか。

○ 人権同和推進課長

今年度、公正証書による和解をしましたのは2件でございます。

○ 川上委員

このうち意志欠如52件とありましたが、これはどういう分類ですか。能力あるけれども返したくないという意味ですか。

○ 人権同和推進課長

本人の意志の欠如というのにつきましては、返していただいているけど、例えば月に3万円ずつ払わないといけないのが5千円とかになっているのも入っております。

○ 川上委員

この52件の中の内訳がまた必要のようですね。月3万円でも支払わないといけないところ、5千円しか払ってないというのは、これ意志欠如なんですか、例えば。だから能力はあるのに5千円しか払ってないという判断をしてるから意志欠如になるんですか。そのところはどうか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:16

再開 10:17

委員会を再開します。

○ 人権同和推進課長

大変申し訳ありません。この意志の欠如、昨年までは81件で今回52件に下がっておりますけど、これにつきましては先ほど申したこと等含めまして、本人が若干遅れると、そういうのも含まれておりますので、そういうことでご理解してください。

○ 川上委員

この52件の中で、過去1年間1円も入れてないと、1年間以上ですね。そういう人は何件くらいあるんですか。

○ 人権同和推進課長

大変申し訳ありませんけど、そこまでは調べておりませんので。

○ 川上委員

それ調べるのが仕事じゃないんですか。何年以上だったら分かるんですか。5年以上払ってないとかさ、3年以上払ってないとかいうのが分かるんだったらそれでもいいです。

○ 人権同和推進課長

今委員のご質問とはちょっと違うかもしれませんが、うちの方としては高額滞納者につきまして、これは各地域ごと分けておりますけど旧飯塚市におきましては貸付金額が120万円で滞納額が98万3千円で、これにつきましては本人が死亡とか、いろいろ個人別の、長期滞納者につきましては滞納理由、納入状況等を調べております。

○ 川上委員

本人意志欠如とあなた方が評価しているのが52件あると。それから死亡されてる方が41件ということですね。死亡されてるんだけど、例えば家建てられてるわけでしょ。それは相続されてるんじゃないですか、誰かが。41件亡くなられてるなら。相続受けた人に債務が行くんじゃないんですか。この制度は亡くなったらもう債務がなくなるんですか。それとも相続されればその方に行くんですか。どうなってます。

○ 人権同和推進課長

なくなったから終わりということにはならないと思いますけど、うちの方としてはそれについては相続された方には徴収業務は行っております。

○ 川上委員

分類としては本人死亡という分類はおかしいかもしれませんね。

こういったところが難しいのかもしれませんが、このお金借りた方は部落解放同盟とか、同和会とか、そういう同和団体の推薦とか紹介なしにこの資金を借りることができましたか。

○ 人権同和推進課長

私もそのときの担当ではありませんので詳しくは分かりませんが、前も答弁したと思いますけど、旧庄内の方では運動団体と一緒に何かしたという話ですが、あとの旧町、旧飯塚については関わりはあっておりません。

○ 川上委員

12月議会でもお聞きしましたが、調査会というのがありますね。これは同和施策を受ける対象の方であるかどうかを調査する、そういうところですよ。当時市民の方がこの貸付を受けたいと思う場合は自由に誰の紹介もなしでもできたんですか、庄内以外。飯塚市と穂波町と筑穂町と穎田町。同和団体の紹介なしに申請して、そして自治体が、行政の側がはいどうぞということで処理したんですか。

○ 人権同和推進課長

今議員のご質問ですけれども、私も推測でもの言えませんので、それについては私もそのときの詳しい話は聞いておりませんので、ちょっと答弁については控えさせていただきたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:23

再開 10:26

委員会を再開します。

○ 人権同和推進課長

その件については答えられませんのでご了承をお願いします。

○ 川上委員

論理的に考えてみてください。資料がないのであれば、そういう団体の紹介なり推薦なしにあなた方が、行政がこれはあなた対象ですよと言え、あなた方差別していることになるじゃないですか。そういうことで調査会設けたわけですよ。調査会そのものも不当だと私は今思うんですよ。ところがあなた方答えられないというわけですよ。それで本当に徴収業務ができるのか、そこから先に進んでいかないとできんですよ。だから常々言ってますけど、部落解放同盟だとか同和会、推薦をした団体なり幹部に協力を求めていかないと難しいですよ。それをやろうとしないあなた方が、どういう理由か分かりませんが、20年度の回収の目標は1800万円というふうに言ってるわけですよ。

そこで、一般質問で私は市営住宅、同和住宅の入居に際して、部落解放同盟飯塚市協議会が特別会費の名目でどうも1人あたり1万円を受け取ってるようだと。そういう資料があったことも、あなた方の資料ですよ、提示して指摘しましたね。これはおそらくあつ旋料という疑いがあります。それをあなた方調査するでしょ。同時にこの住宅新築資金等貸付業務にあたって、解放同盟あるいは同和会の推薦があったなら、そのときに同様の特別会費的なあつ旋料をもらったりしてないかどうか、調査する責任があるんじゃないですか。どうですか。

○ 企画調整部長

本会議の一般質問でも私ご答弁申し上げましたように、毎年2回のこの運動団体に対します財政援助団体の検査をしております。検査をした結果、特別会費という部分は私の方も検査した結果出ております。今委員ご指摘の部分については、あつてないということで私は認識いたしております。

○ 川上委員

変な答弁ですよ。あなた方は推薦があったかどうか分からないと、紹介があったかどうか分からないという答弁したんですよ、さっき、ね。特別会費があるかないかというのは、推薦があったかなかったかがまず調査されなければ、その先の調査進まないじゃないですか。だからあなたが今なかったと言うのであれば、紹介状があったということになりますよ。さっき分からないという答弁と矛盾しませんか。

○ 企画調整部長

紹介状もありませんし、そういうのもありませんというふうにお答えを私は申し上げてるところでございます。

○ 川上委員

あなたは今自分の答弁のおかしさがまだ気がついていないんですね。ですから市長、部長はああやって見もしないことを見たようにないと言うんだけど、一度キチンと調べてみてもらえませんか。紹介状、それからあるいは推薦の有無、それに伴う特別会費の受け取りがあったかなかったか。少なくとも飯塚市協議会の場合は、収入についても報告してるじゃないですか。あなた方ずっとチェックしてるわけだから見れば分かるでしょ。どうしても分からない場合でも聞けばいいじゃないですか、部落解放同盟飯塚市協議会に。これについて特別会費をもらったりしてませんか。相手ははいと言うかいいえと言うか聞けばいいじゃないですか。そういう意味合いでの調査、事情聴取はしませんか。

○ 企画調整部長

毎年2回の検査をした結果、市営住宅の入居に際しましての特別会費というのは収入の科目に上がってきてます。しかしながら今質問者がおっしゃるような紹介状もありませんし、またそれに伴うような収入も検査の結果出てきてないというのが実情でございます。

○ 川上委員

最後のテーマとしていくつか聞きますけど、住宅新築資金の借りたいという場合はどういう手順で申請すると借りることができたんですか。

○ 人権同和推進課長

ちょっと私も担当じゃありませんでしたのであれなんですけれども、旧飯塚の場合でしたらこれ、住宅新築資金は住宅課の方が担当してましたので、住宅課の方に来られてそういう住宅新築資金を借りたいという申請があつたはずですよ。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:33

再開 10:34

委員会を再開します。

○ 人権同和推進課長

この制度は平成9年に廃止になっております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:34

再開 10:34

委員会を再開します。

○ 人権同和推進課長

旧飯塚の場合で申し上げますと、その当時のことですのであれなんですけれども、住宅課の方に申請されて、先ほど議員が言われましたけど、特別審査会ですか、そういうのに諮って地区の方であるということを決めましたら貸し付けということとなっておったと思います。

○ 川上委員

そのときに同和団体の紹介があり、調査会のメンバーの中にも同和団体の幹部がおったわけですよ。だから同和団体の幹部に相談しなければ、これだけ多額の、もともと難しい状況に陥ってるのたくさんあると思うんだけど、それ打開するには同和団体の幹部に相談していかないとね、できんですよ。あなた方一度も相談してないでしょ。1回でも相談しましたか。

○ 人権同和推進課長

今委員言われますけど、相談はしておりません。

○ 川上委員

相談してくださいよ。そしたらこの5%という水準よりはもっと伸びるんじゃないですか。

どうですか。

○ 企画調整部長

この住宅新築資金貸し付けにつきましては、未納者に対する滞納対策としまして、夜間徴収、それから夜間の訪問指導、数々の手段を講じましてがんばっておるところでございます。今後とも職員一丸となりまして、この訪問徴収なり訪問指導なりをして、この未納金の回収に努めますとともに今後悪質な滞納者に対しましては財産の差し押さえ、債権の差し押さえ、不動産の差し押さえ、そういう法的措置を講じまして、この滞納の解消に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、その点十分にご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

そういう努力をして5%というんでしょ。そういう努力をして1800万円しか回収しないんでしょ。部落解放同盟と同和会には平成20年度も5100万円からの補助金を出すようにあなたが予算組んでるでしょ。なぜ組むのか。行政の補完をお願いしますと。お願いしたらいいじゃないですか。なぜあくまでも同和団体の幹部に相談をすることを拒否するのですか。理由が分かりませんね。拒否する理由を教えてください。

○ 人権同和推進課長

いろいろ委員の方からご指摘いただいておりますけど、これ私どものあれなんですけど、これだけは言わせてください。

貸付総額が約57億円貸しております。現在までの利子と合わせた調定が65億9千万円です。返還してもらったのが62億1100万円、償還率として94.2%。福岡県の平成17年度末では償還率が88.34%。しかし滞納者が247件、滞納金額は3億8100万円、確かにあります。納期末到来分が4億5千万円あります。委員がご指摘されてますけど、返還率が貸し付け金額を上回っておりますけど、私ども滞納額3億8千万円ありますので、これにつきましては部長が答弁いたしましたように、夜間徴収また法的手続きなどとしてがんばって行きたいと思っておりますのでご理解をお願いします。

○ 川上委員

先ほど言ったように新年度も5100万円からの同和団体への補助金を出して、行政の補完行為を求めるといいながらあなた方はこれについては全然協力を求めないということですね。それではあなた方言ってる5%、1800万円の回収しかならない。しかも先ほどから言ってるようにこれをめぐって特別会費を受け取ってる可能性がまだ部長が言明したにもかかわらずあるわけですよ。こういう調査もキチンとやると言わない。部落解放同盟だとか、同和団体の関係であなた方の態度は異常だと思いますよ。これ指摘して質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

議案第14号 平成20年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算案に反対の立場から討論を行います。滞納額元利3億6720万円と巨額であるのに対して、滞納整理見込みがあまりに小さく、新規貸付は終了しているとはいえ、このような予算は認めることはできません。討論を終わります。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第14号 平成20年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第27号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

議案書の42ページをお願いいたします。今回の改正は、行財政改革に基づく組織の再編、市長部局におけます建設部と都市整備部の統合に伴いまして、事務分掌を改めるものでございます。

44ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明いたします。建設部を都市建設部に改め、都市整備部の分掌事務である「建築に関すること。」ほか3項目を都市建設部の分掌事務に追加いたしまして、都市整備部の項を削除するものでございます。

以上簡単でございますが、議案第27号「飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」につきましての補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

一つ確認をしておきたいと思いますが、今回、2部が1部になるということで、表向きは非常にいいことだなと誰もが思う訳ですけども、ただ、いま在る建設部と都市整備部ですね、これ元々建設部1部だったと思うんですが、これが分割されたんですけども、これ何時分割されたんですかね。

○ 人事課長

旧飯塚市では、過去このような形2部体制もございました。それが1部体制になりまして、合併の時に合併の新市の組織として2部体制という形で新市を迎えたものでございます。以上です。

○ 永露委員

合併の時に1部が2部になったという、分割ということですが、その目的は何だったんですか。

○ 人事課長

1市4町の合併ということで、組織自体も職員数も2倍という形の中で、きめ細やかな合併事務を遂行すると、建設事務を遂行するという中で2部体制といたしたものでございます。以上です。

○ 永露委員

きめ細やかな体制、所謂、サービス体制をとるということですが、それが今回はもうその必要性がなくなったということですか、その必要性があるけども行革のために止む無く2部を1部にするというどちらですか。

○ 人事課長

合併に際しまして、当然合併時には色んな統合問題が生じます。そういった形の中で2部体制である一定の整理をいたしまして、今回の行革のなかで、この部分について縮小という形の統合をいたしたものでございます。以上です。

○ 永露委員

もう一度確認いたしますが、当初合併のなかで必要性があるということで、1部を2部に分割したということですね。そして、今回、今の時点になってその2部に分けた合併後の2部に分けた必要性が減じたと、少なくなったと、その必要性がなくなったので、所謂行革に併せて統合するという理解でよろしいのですか。

○ 人事課長

そのとおりでございます。

○ 永露委員

行革の名の下に、所謂合併縮小するという基本的なものはよろしいですけども、元々こういう風に1部を2部に分けるという必要に迫られての改革をやられた訳です。わかりますか1部を2部に分けるという、当然そこに必要性があった訳でしょう。元々2部にする時には、その必要性があるから2部にしたんでしょう。その方がいいんだということ。とにかく私が今回のことだけではなくてですね、そういう風によく増やしたり減らしたり、増やしたり減らしたりということが特にあるんですけども、その理由がね、よく少なくする時には改革、行財政改革という形を言われるけども、そういうことが頻繁に色々行われるんですね、部・課を含めて。それがね、1本整合性がないように感じておるんですね、常に感じておるんですよ。今回2部を1部にするという表向き誰が聞かれても、それいいことじゃないですかという気持ちになるんですけども、元々これを1部を2部にした時の目的から言うとね、そんなに簡単にしていものかなという風に思うんですけども、いかがでしょうか。

○ 人事課長

合併時には先ほども申しましたように、職員体制が2倍という形になっております。この中で、円滑な事務そういったものをとるために2部体制といたしたものでございますので、それが行革の中で効率的な組織の再編ということで、1部といたしたものでございますので、ご理解の程をよろしくお願いいたします。

○ 川上議員

これは、組織を統合すると部屋はどうなるんでしょうか。

○ 人事課長

部屋の統合等につきましては、関係部局協議の中で効率的に配置をいたしたいという風に考えております。以上です。

○ 川上議員

よくわかりません。要するに、市民が尋ねてきた時は、部屋は変わるんですか、変わらないんですか。

○ 総務課長

現在、部内で調整中でございますが、基本的には市民の方がお困りにならないようあまり変えないようにする予定でございます。

○ 川上議員

そうすると、行財政改革ということで、住民サービスの為にとということだと思んですが、この住民サービスが今度の統合でどういう充実が予想されます。

○ 行財政改革推進室主幹

20年度の組織機構の再編につきましては、市民サービスを低下させないことを基本といたしまして検討した訳でございますが、事務の効率化等の観点から市民サービスに影響を与えない部署について一部見直しを行っております。そういう中で、建設部と都市整備部を統合いたしまして、都市建設部を設置した訳でございますが、サービスの向上ということは、若干異なった考え方の中で、見直しを行っております。

○ 川上議員

そうすると、サービス向上という観点はなかったと。今の答弁で言うと市民サービスを低下させない、影響を与えないという程度であり充実させるつもりはない統合だということですね。それで、事務の効率化とも言われました。事務の効率化はどういう効率が生じるんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

今まで2部体制をとっておりました。そういう中で、本庁・支所ということで、それぞれ支

所の方にもですね、2部に関連する課を設置いたしておりました。そういう中で、命令系統等がですね、中々できなかつた。中々ですね、命令系統が支所、それから本庁、本庁でも2部体制を引いておりましたので、中々取れなかつたというのが実情でございます。そういう中で、1部体制にした方がですね、これまで以上にですね、命令系統も含めまして事務が効率化するという中で統合したものでございます。

○ 川上議員

わかりにくいので、一つか二つかね、命令系統ができなかつた、それで住民のサービスに支障をきたしたという例を一つか二つか照会して下さい。

○ 行財政改革推進室主幹

具体的な例は直接は聞いておりませんが、これもですね、今年の6月ぐらいから各課ヒアリング等をですね、行った中で、そういう事務の職務を執行するうえで、中々ですね、命令系統あたりがですね、うまくいっていないというような話を聞いておりましたので、そういう中でですね、できるだけ市民サービス、特に窓口サービスがですね、他の部署よりですね、この建設部、それから都市整備部につきましては少ないということからですね、2部を統合した訳でございますが、他の部署につきましても今後ですね、抜本的な見直しを行った中で統合、それから再編等を行っていきたいと考えております。

○ 川上議員

その具体的な例を一つか二つか聞いておるんですよ。今の答弁だとヒアリングをしたと、あなたは実務のプロじゃないですか。行革推進室で主幹として全体掌握しているんでしょう。そういう仕事をされているじゃないですか。そういう方が一つか二つの例を挙げきらないはずないでしょう。ちょっと、紹介して下さい。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:53

再開 10:53

委員会を再開します。

○ 財務部長

質問議員の直接の具体的な例ということじゃなくてですね、先ほどから人事課長も答弁しておりましたけども、合併する時は人員も2倍になっておるといこともありますし、全市的に合併した当時の建設事業が全体どれくらいあるのかという引き継ぎと申しますか、新市になるための、そういう面もあって2部制をとったということもございます。そして、それを今後、都市整備と建設を大きく分ければ都市整備部の方はどちらかと言えば、浸水対策に伴います都市下水路の整備とかですね、都市計画法に基づく公園の整備とかというのが大体大きなことと言えばそういうことがあると思います。建設部はどちらかと言うと段々なくなってまいりましたけれども就労事業関係がこれはなくなりましたけれども、就労事業関係とか住宅あたりが。特に大体、都市下水も目鼻がつかましたし、合併の事務を大体引き継ぎが全体的に見えてきたということがあってこれを一本にしようと、そうしますと、飯塚市としては直接、事務の効率面から言いますと住民サービスに全く繋がらないということは私はないと思っております。飯塚市全体として建設事業のですね、全市的に優先順位がやっぱりトータルで把握できるものがあるんじゃないかと、事業費もどれくらいがいいのかとも一本にすることによって見える分があるだろうということもでございます。それと、支所間でのトラブルというのは、例えば小さなギリギリのですね、一般的にあるのは130万ですかね、100万ちょっと私もその辺が曖昧ですが、そういう事業が課長に任せている部分があります。それ以上の分になってくると、これが本庁であるのかどっちですとかですね、検査体制がどうだとか細かい日常的なことで多少ですねギクシャクしていたというのを私は聞いておりますけども、そういうことも今度技術

屋さんを、技術の方を本庁に一本にすることによってですね、トータルで色んな事務作業が効率よくできるし、決済関係もいくであろうということが今回大きな2部を一つにしたメリットであろうと思っております。

○ 川上議員

支所機能は弱体化するということですね。それで、この統合によってですね、職員数の変動はありますか。

○ 行財政改革推進室主幹

職員数につきまして、支所の技術職員を引き上げる関係で本庁のですね、技術職員が増えてまいりますので、全体的にはですね統合によりどうこうということではなくて、支所の技術職員の引き上げに伴いまして本庁の技術職、特に今度できます都市建設部につきましてはですね、若干ではございますが、増員という形になります。

○ 川上議員

技術職員の増減について、どこで減って、どこで増やすのかね、それ教えてください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10 : 57

再開 11 : 10

委員会を再開します。

○ 行財政改革推進室主幹

穂波支所、筑穂支所、庄内支所、颯田支所におきます経済建設課の職員数でございますが、穂波支所におきましては経済建設課12名おります。その内3名が技術職員でございます。この3名の引き上げ、それから筑穂支所につきましては経済建設課7名居りますが、この内3名が技術職でございます。この3名を引き上げる。それから、庄内支所におきましては10名、この内2名が技術職の職員でございます。この2名を引き上げる。それから颯田支所の経済建設課につきましては7名でございますが、その内3名を引き上げる。全体ではですね、11名を本庁の方に引き上げる予定でございます。また、今年度末までにですね、退職される技術職の職員数は10名でございます。なお、新規採用予定がですね、2名でございますので、全体的にはですね、技術職の職員につきましては8名減という形になります。以上でございます。

○ 川上議員

合併前からするとですね、支所の職員というのはもう本当に大幅に減りますね。災害だとかですね、緊急事態のみならず、住民サービスの低下が非常に深刻になるのではないかと思います。今、答弁をお聞きしましたけど、とにかく技術職職員が市全体で8人減と、定数内職員としてはですね。2点目としては、支所の技術職職員は0にするということなんですね。これほど面積的にも広いまちで、自治体で支所があるんだけども技術職職員が一人も居ないということについてはどうお考えですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この技術職員の引き上げにつきましても、昨年6月からですね、各課ヒアリング等を行った中で検討した訳でございますが、これにつきましても先ほど申しましたように中々、命令系統なり一体的な事務が、中々円滑にできないという部分で、関係職員からお話を聞いた中で、支所の技術職員を引き上げた方が事務が円滑に回るのではないかと検討した結果、引き上げということになった訳でございます。こういう中で、支所におきましても来年度以降も、軽易な苦情、それから相談の受付、それから届出、申請書類の受理などにつきましては、支所の方で、継続して行う予定でございます。こういう中で、再任用職員、技術系の再任用職員配置を考えております。

○ 川上議員

最初、主幹の答弁で今回の措置については、住民サービスを低下させない。或いは、影響を与えないという行革の考え方でやったんだと、それが出発だというお話でしたけれども、こうやって聞いてみるとね、現実的にはそういう風になっていない、市民サービス低下になるのは明らかだと私は思うんですね。影響ありますよ。同時にですね、齋藤市長が進めている行財政改革に基づく再編なんだけれども、実際の中で技術職職員に対する位置付けが非常に低いじゃないですか。あなた方が土木建設分野その他様々な形で委託をかける、民営化していくというようなことをしているんだけど、技術系をどんどん減らして行って、事務系幹部は残していくと、全体減らしている訳だけれども、そうしてくるとですね、齋藤市長の市政の下で飯塚市というのはね、どういう自治体になっていくのかね、非常に心配ですよ。本当に、言葉のいい意味でね、住民の福祉増進のためにね、口も立つ、弁も立つ、手も動く、足も動く、そういう総合的な力を飯塚市自体も持たないといけません。そういう点でいうとね、技術職分野をね、軽視しているじゃないですかね。こういうやり方はやっぱまずいじゃないかと思います。質問を終わります。

○ 安藤委員

要望でありますけれども、今言われましたように地元にとってみれば技術職がいなくなるというのは本当にどうなるのかなと、本当に不安の気持ち一杯でございますけれども、先ほどから答弁されておりますように、サービスの向上を目指すといいますか、サービスの低下を招かないというふうに明言されておりますので、その点肝に銘じてしっかりと対応していただきたいというふうに思います。要望でございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は、議案第27号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行います。今回改正は、建築部と都市整備部、統合して都市建設部とするものであります。これにしたがい、市では技術職職員が8人減、また支所からは定数内の技術職職員をゼロにするということであり、住民サービスの向上を脇に置いた行財政改革の名による今回の統廃合、再編については認めることはできません。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第27号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市情報公開条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 総務課長

議案補足説明書

議案第28号 飯塚市情報公開条例等の一部を改正する条例について補足説明いたします。

議案書の45ページをお願いいたします。平成15年の地方自治法の改正による指定管理者制度の導入以降、本市におきましても逐次指定管理者を指定してまいりましたが、この指定管理者が保有する情報や管理業務を行うに当たり取り扱う個人情報について、適切な対応、取り組みを行なう必要があるため、本案を提出するものであります。

また、本年4月から予定しております颯田病院事業の廃止に伴い、実施機関から病院事業管理者を削除するものです。

改正の内容については、49ページ以降の新旧対照表により、ご説明いたします。

まず、飯塚市情報公開条例については、情報の公開を行なう実施機関から病院事業管理者を削除するものであります。

また、指定管理者の行う管理業務に係る情報の公開を推進するため、新たに第17条の2の条文を追加し、第1項において指定管理者の責務について、第2項で市長・教育委員会等の実施機関の指導義務等について、第3項で情報公開の請求先を実施機関とすることについて、第4項から第6項までで、実施機関が保有しない情報については指定管理者に提出を求め、提出された情報は実施機関が保有する情報とみなして、本条例が適用される旨をそれぞれ規定するものです。

続きまして、飯塚市個人情報保護条例については、個人情報保護の主体となる実施機関から病院事業管理者を削除するものであります。

新たに第29条の2を追加し、第1項で個人情報保護に関し実施機関に準じた措置を義務づけ、次ページの第2項で実施機関に指定管理者への指導・助言の義務を課し、第3項で飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第15条第2項で規定していた指定管理者の個人情報の不正利用の禁止を改めて規定し、第39条において指定管理者の守秘義務違反や不正利用に対して罰則を科す旨を規定するものです。

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例につきましては、第15条および第16条で個人情報保護・情報公開について、それぞれ指定管理者としての責務を規定するものです。

附則につきましては、颯田病院事業の廃止に伴う経過措置を規定したものでございます。以上、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

今回の改正の特徴は指定管理者についての取り扱いをどうするかというのが特徴ですね。

まず平成20年度にあたって、指定管理者導入した施設が何カ所あって、そこを利用する人数は年間どれくらいになるか、トータルでも構いません。教えてください。

○ 総務課長

指定管理者の指定状況でございますが、平成17年度、これは旧筑穂町になりますが、大分児童館他9カ所。平成18年度飯塚地区においては健康の森公園市民プール他6カ所、それから穂波地区におきましては穂波ふれあい館、筑穂地区におきましてはサンビレッジ茜、庄内地区におきましては庄内温泉筑豊ハイツ他1カ所、颯田地区におきましては高齢者福祉センター他3カ所、平成18年度におきましては計15カ所となっております。平成19年度におきましては、飯塚地区で市民交流プラザ、穂波地区で穂波保健福祉総合センター、計2カ所。17年度から19年度まで合計27カ所となっております。利用人数につきましてはかなりの数にはなるかと思いますが、ちょっと具体的には把握しておりません。

○ 川上委員

今後の指定管理者制度導入の方向性について、どういう検討をしておるかお尋ねします。

○ 総合政策課長

この指定管理者制度も新市になりまして3年目を迎えるという状況の中で、先般来から議会の方でもご審議がっております。より良い指定管理者制度を作り上げるために、他の先進自治体のいい面は吸収しながら総合的に検討していきたいというふうに思っております。

今現在、選定委員のメンバーの充実向上を図るために増員の方向で今考えておりますが、そ

のほか全般的に検討を加えていきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

指定管理者制度をする仕組みが市の中にできてるんでしょ。どういう仕組みになってますかね。

○ 行財政改革推進室主幹

指定管理者制度の推進につきましては、行財政改革の実実施計画の中でうたっておりますので、直営がいいか、指定管理者制度導入がいいかにつきましては、関係各課と協議を行うことが必要ではございますが、指定管理者制度の推進につきましては今後とも積極的に行っていきたいというふうには考えております。

○ 川上委員

3月中に公の施設のあり方検討委員会の答申が出るというふうにも聞いておりますけど、要するに17、18、19年度3カ年で27カ所、利用人数が分からないということなんですが、大変な数の市民が利用されてると思うんですね。それに加えて主幹の答弁では、指定管理者制度の導入がいいかどうか考えなければいかんというふうにも言われましたけど、基本的には推進ということですね。

つまり自治体の住民サービスの1つの大きい柱、公的施設利用ということありますよ。自治体の役割を發揮する上でなくてはならんものですね。これを指定管理者に任せるという方向を今どんどん歩いていっているわけですね。自治体としての存在に関わるような面があるわけです。そういう状況の中で、行政がその公的施設がどのように運営されているのか、されようとしているのか、これは日常的に把握されなければならんですね。議会も同じです。チェックができなければならん。そして何よりも市民が状況を把握して、自らのいろんな要求を議会や行政を通じて、あるいは指定管理者に直接に提出して行って、より良いものにする。運営も改善していくと。あるいは困ったことが起こるときには、ストップをしてくれというようなことを言えないといけません。これが齊藤市長の言われる生活者視点というのであればね、この情報公開の充実というのは非常に大事だと思うんですよ。そこでそのように今回の条例改正がなっておるかということなんですが、17条の2の5、46ページの中ほどですね、指定管理者は、前項の規定により情報の提出を求められたときは速やかにこれに応じるよう努めなければならないとなっております。これは応じなければならんとはなっていないんですね。このところはどういう意味合いになりますか。お尋ねします。

○ 総務課長

指定管理者にかかる情報公開条例の改正につきましては、改正の方式といたしまして4つほど考えられます。

1点目としましては実施機関方式と呼ばれるものでございますが、これは指定管理者そのものを市とかあるいは水道局といった実施機関というふうに位置付ける、そういった改正でございます。

2つ目としましては情報の提出要請と提出義務方式と、これ飯塚市が今回採用した方式でございますが、指定管理者に関する情報の開示請求を実施機関に対して行いまして、実施機関の方が情報を保有しない場合は実施機関が指定管理者に情報の提出を求めると。指定管理者はこれに従うべき旨を定めるといったような方式でございます。

3番目としましては、措置義務方式と指導義務方式とこれの組み合わせといった方式なんですが、これについては指定管理者に情報公開のための措置を努力義務として課して、実施機関にはその指導助言を努力義務として定めるといったような方法でございます。

4番目としましては、努力義務方式と申しまして、指定管理者に情報公開の努力義務だけを定めると、最も弱い、情報公開については弱い方式でございます。

この4種類あるわけなんですけれども、飯塚市の場合は情報の提出要請と提出義務、両方合

わさった2番目に申し上げた方式を採ってるわけです。これにつきましては、実施機関を介して指定管理者から情報を開示させることで、実施機関の、仮に非開示決定をした場合、不服申し立てによる救済が可能になるというメリットがございます。処分権限を持たないような指定管理者の事実行為に関しても情報公開が可能になるといったような、他にもいろいろメリットがございますが、現時点で考えられる情報公開の方式としてはこの方式が最も進んだ方式ではないかというふうに考えております。

○ 川上委員

これ指定管理者が断った場合はどういうことになりますか。

○ 総務課長

先ほど申し上げましたように、指定管理者はこれに従うべき旨を規定しておりますので、指定管理者としては実施機関の求めに最大限応じなければならないということになっております。

○ 川上委員

最大限応じなければならんということになってるとのことなんだけど、それでも出さないということになった場合はどういうことになるかと聞いてるわけですよ。

○ 総務課長

指定管理者が行う業務に関しましては、これは指定管理者の方が実施機関の要請に応じて情報公開を行うという義務があります。ただ指定管理者の方では独自の運営のノウハウとかそういったものがある場合がございますので、その部分が指定管理で行っている業務にどの程度関わるかという問題はございますが、そのあたりはできるだけ情報公開に応じるということで、実施機関の方が指導をキチッとやるというようなことが必要になってこようかというふうに考えられます。

○ 川上委員

後段の部分なんですよ、答弁の。

そこで、指定管理者が拒否し続けた場合ですよ。場合、情報公開請求者はどういうことができるんですか。

○ 総務課長

不服申し立てができます。

○ 川上委員

それは今の情報公開審査会にかかるんですか。

○ 総務課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

ところがそのときにこの指定管理者は義務を負ってないということになると不服審査請求は最初から却下されるということになりますね。どうですか。

○ 総務課長

審査会においては、内容等をよく審査いたしまして、実施期間の責任としてお答えするような形になろうかと思えます。

○ 川上委員

いろいろ言われてるんだけど、要するにここは指定管理者が情報公開を拒否すると拘束力がないということでしょ、この5条は。そこで例えば指定管理者の予決算書は公開されますか。

○ 総務課長

少なくとも請け負った業務に関して予決算書というのはおそらく実施報告等で協定に従って市の方に提出されておりますので、それは公開対象に当然なりますし、公開できるというふうに思います。

○ 川上委員

思うというのはどういうことですか。できると思うというのは。こういうことですよ。指定管理者が予決算書を出すかどうかということですよ。出す義務を負っておるかということを知っているんですよ。

○ 総合政策課長

この制度は手続条例、規則等でもうたわれておりますように、実績報告、収支報告等々の報告義務が指定管理者の方にはございますので、出しております。

○ 川上委員

その言葉遣いがちょっと分かりにくかった。指定管理者は情報公開請求者に対して、公開しなければならんと。義務があるということをおっしゃっておるんですよ。どうですか。

○ 総合政策課長

その報告等々につきましては、本市の方に出てきますので、本市の方からの公開というふうには考えておりますけど。

○ 川上委員

それはその会社というか、指定管理者の業務に関わる狭い予決算書でしょ。指定管理者本体の予決算のことじゃないでしょ。それを私聞いているんです。どうですか。

○ 総合政策課長

あくまでも指定管理者の方に義務がありますのは、指定管理をお願いしておる施設の関係の書類でございます。

○ 川上委員

じゃあ、監査結果についてはどうですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:38

再開 11:40

委員会を再開します。

○ 総合政策課長

今、お尋ねの監査はその事業所の方の監査ということらしいんですが、そこまで本市の方は報告等求めてもおりませんし、決められてもおりませんので、そういうふうな請求があった場合に、最終的には指定管理者の方で判断されるというように考えております。

○ 川上委員

それには義務規定はないということですね。だいたい監査報告も明らかにしないようなところ指定管理者の契約を結んだらダメですよ。

それでは指定管理者の業務に関わる領収書の写し、これは提出しますか。

○ 総合政策課長

領収書の関係でございますが、今私どもが求めております関係諸帳簿の中には、そこまでの指定はしておりません。これも情報公開の精神に則ってご理解をいただくというふうに考えております。

○ 川上委員

指定管理者の予決算、それから監査報告それから領収書の写し、出るのかと請求した場合、お尋ねしたら指定管理者の判断ということのようですが、義務になってないから、あいまいです。

ここで情報公開請求で出る程度のもの、あるいはそれ以上は、議会で審議する場合は議会に提出されますか。

○ 企画調整部長

指定管理者の方に市の方が求めているのは、実績報告書、決算書、これについて市の方に提出

するということが条例および規則、それから協定書の中に盛り込まれております。今ご指摘のそれを議会に提出するののかということになりましたら、私先の委員会の中でもご答弁申し上げますように議会の方にはそういう資料についてはご提出できないというふうな形で各委員会の方にも私の方から答弁をさせていただいております。

○ 川上委員

指定管理者制度というものと情報公開との関係は市長この程度のものですよ。そこで企画調整部長にお尋ねしますが、我が党の楡井莞爾議員が代表質問で3月5日の代表質問で4月スタートの市立病院の診療科ごとの医師の充足状況、4月1日以降の、お尋ねしましたね。そうすると診療科ごとには答弁がなかった。それ3月5日のことです。病院開設申請書はもう既に出てるわけですね。既に出ているのに代表質問では答弁がなかった。これは議運でも誠実な答弁をするよということ委員から指摘があり、謝罪もあったんだけど、どうして代表質問の段階でね、答弁がなかったのかということを考えるわけです。これは指定管理者制度との関わりをもって答弁しなかったのかと思うわけですよ。そうじゃないんですか。

○ 企画調整部長

今この市立病院の医師の確保については地域医療振興協会、それから飯塚市一体となってこの医師確保に向けて今努力してるんですね。日々これ医師の確保状況は変わっております。本会議では私あのときは2、3人は確保できましたよというようなご答弁申し上げました。しかし昨日の厚生文教委員会では3月10日時点の医師の確保状況はお答え申し上げます。ここで断りたいのが、そんなふうで時点時点に応じて今流動的に動いています。そういうことからしまして、本会議ではああいうふうにご指摘もいただきましたけど、明確な答弁ができなかったということで、ここでまたお詫びは申し上げます。

○ 川上委員

そういうこと聞いてないんですよ。3月5日、あなたは日々動いているといったけど、実は動いてない。全然動いてない。32に対して21.5人だということじゃないですか。そして仮に動いていても、あなた首横に振ってるけど、何の意味か分かりませんよ。振ってるけど、仮に動いていても代表質問の答弁ですよ。代表質問ですよ。あなたの頭の中いつも言ってるじゃないですか。メモはありませんけど私の頭の中にありますというのがあなたの口癖でしょ。答弁したじゃないですか。それならなぜ代表質問で答弁できなかったのかと思うわけですよ。3月10日になったら答弁できたと。この5日間の間は何があったんですか。

だから指定管理者制度というものと、情報を公開するということについてね、企業秘密だとかいろいろ言われました。そういうことあなた方は1人か2人という言い方したけど、1人の医師が1日に何人の命助けると思いませんか。1年間で何人の命助けると思いませんか。医者1人や2人ということじゃないんですよ。市民の命がそのままかかっているじゃないですか。そのことを議会で会派の代表が聞いているのに答えられないというのは普通じゃないです。こういう重大なことを答弁を妨げているのが、私は指定管理者制度じゃないかと心配してるわけですよ。この心配に答弁してください。

○ 企画調整部長

私こうして先ほどからもご答弁申し上げますけど、時点時点によってこれ数の変動がございますので、3月5日の代表質問のときはああいうふうな1人か2人というようなご答弁申し上げましたけど、昨日の厚生文教委員会の中では常勤の医師は何名、非常勤の医師は何名、それから診療科目ごとに医師の数、これはご報告させていただいております。しかしながらまだ4月1日時点まであと2週間程度ございます。この中でもさらに常勤医師および非常勤医師の数が変わってきます。そういうことからしましてね、3月5日時点はそういうことでご答弁申し上げましたけど、あらためましてお詫びを申し上げます。

○ 川上委員

そういうことを聞いてるんじゃないですよ。あなたはね、質問をはぐらかすのが下手ですよ。

聞いているのは、要するに、あなたがキチンと議会の質問に答弁しないのはね、しなかったのは、指定管理者の秘密保持を考慮したからではないかということを知っているわけですよ。いいですか。代表質問を前後した時期というのはその前から東京でも関西でも福岡でも医師が不足して、妊婦とか高齢者とかがたらい回しされて、何人も亡くなってるじゃないですか。医師不足、看護師不足をどうしたらいいのかって必死の状態ですよ。命がかかっているわけだから。そのときに聞いた。それに対してあなたは1人や2人という言い方でまともな答弁しない。なぜこういう答弁ししないのか。あなたの資質の問題だけじゃないでしょ。この制度の問題じゃないんですか。それで時期が来て3月10日公開になったんですか。そういうことを心配しているんですよ。指定管理者制度とは関係がないのかあるのか、明確に答弁してください。

○ 企画調整部長

この指定管理者制度とは全く関係ございません。先ほど言いますように日々変化しているということでああいう答弁になったものでございますのでよろしくお願いします。

○ 川上委員

ということは、信用できません。だって情報公開条例が、あなた方提案した改正案これだから。ね。それと同時にあなた自身の人命軽視の答弁ですよ。

それから29条の2に個人情報保護の問題があります。それで再委託、市民病院について聞きましょうね。再委託が行われるわけですね、あなた方が許した範囲で。市民病院の場合は医療、窓口業務、事務は再委託するんですか。

○ 企画調整部長

窓口業務と今言われます。いわゆる受付業務と私判断しましてお答え申し上げます。受付業務については2次委託を出します。

○ 川上委員

そこは、個人情報、秘密の保持についてはどういう義務を負ってますか。

○ 企画調整部長

医療機関というのは数々の個人情報を持っている分野でございます。従いまして、この個人情報についてはここに規定されてますように、かなり厳しい部分が占められております。しかしながら具体的な部分につきましては、まだ私よく勉強もいたしておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○ 川上委員

じゃあ勉強してる方にちょっと聞きましょう。

○ 総務課長

29条の2に規定しておりますとおり、指定管理者は指定管理施設の管理業務を行うに当たり取り扱う個人情報の適正な維持管理を行い漏洩、滅失および損傷の防止その他個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講じなければならないとされておりますので、行政であります例えば市とか水道局、そういったところと同じような個人情報保護の措置をとらなければならないということでございます。

○ 川上委員

そこで、公開の方と保護の方と両方にまたがると思うんですが、市立病院、現在筑豊労災病院ということだったんですが、労災病院のときの情報公開と個人情報保護の規定がありますね。それと市民病院、4月以降スタートしますね。なった場合のこの条例に基づく公開規定と保護規定の方の義務はどういうことになります。どういふ変化が生まれますか。

○ 企画調整部長

これ労災病院から市立病院に変わります。これ市民の皆さんから信頼され、そして愛されるこの市立病院というふうを目指しております。公的医療機関でございます。開かれた市民病院

という位置づけをいたしておりますので、できる範囲の中で情報公開には努めてまいりたいというふうに市も考えております。

○ 川上委員

質問聞いてないでしょ、本当は。誰か質問聞いてる人答弁してください。

○ 総務課長

今回飯塚市が情報公開条例と個人情報保護条例を改正しようとしているわけですが、先ほど申し上げましたとおり情報公開条例につきましては、情報の提出要請と提出義務方式と呼ばれる方式を採用しております。これは基本的に考え方といたしまして、実施機関に準じた措置を指定管理者はとるという位置づけでこの方式を採用したわけですが、従いまして、基本的なスタンスといたしましては、指定管理者といえども市とか行政がやりますような現在の情報公開、あるいは個人情報の保護措置、これに準じた措置をとるという位置づけでございます。そういったことをご理解いただきたいと思っております。

○ 川上委員

質問の答弁にはなっていないと思うんだけど、市立病院の場合は国が国の責任による存続を投げ出した中で市民の声、議会の声もあってね、市立病院ということになって安堵の思いが広がってるわけですよ。ところが市長が責任を持つといいながらも内実は指定管理者に丸投げなんです。指定管理者はまた再委託をできると。あなた方の承認の下に。なっとるわけです。だから本当に機能できるのだろうかという心配はあるわけですよ、もともと。だからこの病院を市民が力合わせて行政とも議会とも力合わせて守り抜かなければならんと。だから医師も必要ならどれだけのことができるか分からんけど、みんな力合わせようという思いじゃないですか。そういうときにあなたが正直に事態の推移を明らかにしない。ここに指定管理者制度の矛盾があるわけでしょ、問題のひとつが。今度の条例改正はね、それをカバーすべきだと思うわけですよ。ところが現実的には義務規定がないわけですよ。

ですからこれでは私は指定管理者制度の弱点をカバー、克服する条例にはならんと思うんですね。したがってこれは公的施設が住民サービスを充実させていくということとはかみ合わない内容だと思うんですよ。どう思われますか。

○ 総務課長

各市におけます他の指定管理者に関するもの、この情報公開条例、あるいは個人情報保護条例の状況をちょっと申し上げます。近隣の嘉麻市、田川市は努力規定という形にとどまっております。また直方市、中間市については条例なしと。久留米についても努力規定というような形になっております。先ほど冒頭申し上げました4つの考え方があるというふうに申し上げましたが、その中では今回提案させていただいております。この情報公開と個人情報保護の条例の改正案につきましては、近隣の他市に比べれば進んだ考え方で実施機関が不服申し立てに・・・実施機関の方で仮に非開示という決定した場合は請求者の方が不服申し立てができるというような制度にしておりますし、また指定管理者の方にも努力義務の規定を課しておりますので、もっとも情報公開請求に関して進んだ情報公開がなされるものというふうに考えております。

○ 川上委員

そういう情報公開だと自負されているわけけれども、実態的には私が指摘したように義務規定がないことから、重大な問題を含んでいる、そういう指定管理者制度をカバー、克服できる条例にはなっていないということを指摘して質問を終わります。

○ 兼本委員

今電子カルテということが非常に問題に、陳情にも出ておったと思っておりますけど、個人の疾病状況をどこの病院でもこの方の疾病状況はどういうことであるということ電子カルテ導入ということが社会的に上がってきておるわけですけど、これをもし飯塚市立病院が取り入れた

ときには、どのようにして情報を保護するのかということが、ちょっと今の段階でおそらくまだそういうことやってないから分らないと思いますけどね。そういうふうなものを市立病院が導入しようとした場合にはこの個人の情報の保護はどういうふうにするのか、そこのところをよく押さえていただきたいと思います。飯塚市はどこでもそうですけど、全国的に何カ所かが入ってないだけで住基ネットカードというのがあります。そういう中に入れ込むのをするのか、あるいは病院独自でカードをつくってその中に個人情報を入れ込むのか、分かりませんが、全然まだ未知数でどうなるのか分かりませんが、もしもそういうものを導入、今度市立病院が導入するとしたときには、個人の情報の保護はどういうふうにするのかということをよく押さえていただかんと、これがよそに出るとということになると大変な問題が生じると思いますので、その点1つ記憶の中にとどめとっていただきたいということで、要望といいますか、そういうことで記憶にとどめとってください。そういうことです。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は議案第28号 飯塚市情報公開条例等の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。反対する理由の中心点は、指定管理者の情報公開が義務規定ではなく、「応じるよう努めなければならない」とし、事実上、指定管理者の思惑に従うことになっているからであります。これでは公的施設の住民サービス充実に逆行するものになりかねず、今回改正には反対であります。討論を終わります。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第28号 飯塚市情報公開条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 12:04

再開 13:01

委員会を再開します。

次に、「議案第30号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第30号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

議案書の55ページをお願いいたします。今回の改正は、行財政改革の一環といたしまして市立頼田病院および養護老人ホーム愛生苑の民間委譲を行うことに伴いまして、職員定数を変更いたしますと共に、委譲に関連いたします関係規定を改めるものでございます。

57ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明いたします。

定数条例第2条の改正でございますが、2号の市長の事務部局の職員定数を愛生苑の職員数11人を減じまして896人とし、9号の病院局の事務局職員定数53人を削除し、職員定数の合計を1163人とするものでございます。

また、附則規定でございますが、施行日と病院局廃止に伴います「飯塚市職員表彰条例」の条文整理でございます。

以上簡単でございますが、議案第30号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

穎田病院で働いておられた職員の方は今度の病院の移譲に伴ってどういうふう、異動だとか退職とかされたかもしれませんけれども、どういうふうになったかお尋ねします。

○ 人事課長

職員として残られる方につきましては職種変更試験で行政職として受け入れを行います。これは、現在のところ15名でございます、事務職が5名、技能労務職が10名というところでございます。残りの方につきましては穎田病院に残られる方、また、他の民間に行かれる方等でございます。

○ 川上委員

穎田病院に残られる方は何人ですか。

○ 人事課長

最終的な確認はまだいたしておりませんが、だいたい十数名だと思います。希望を病院の方と確認いたしまして、いま博愛会のほうで最終確認をとっておられますが、だいたい退職者の方も含めまして12名ほどが再任用で雇われますので、12名ほどが残れるというふうに聞き及んでおります。

○ 川上委員

そうすると、他のそれ以外の方というのは53人から15人と12人を引いたことになりませんか。

○ 人事課長

今回のおやめいただくかたにつきましては病院局の廃止に伴いまして医療職は36名でございましたので、36名の方の変動ということでございます。

○ 川上委員

36人に対して職種変更15名、穎田病院に残る方がだいたい12名、残りの方は他の民間企業を含めて退職ということですね。9名、はい。それでは、愛生苑の場合はどうでしょうか。

○ 人事課長

愛生苑につきましては同じ行政職でございましたので、異動という形で吸収をいたします。

○ 川上委員

具体的に人数はどうなりますか。

○ 人事課長

現在おります職員は11名でございます。

○ 川上委員

この11名がどこに異動されましたか。

○ 人事課長

まだ事務作業中ございまして、4月、今度の異動、新年度の配置に向けまして作業中でございますので、どうこうということはまだ決まっておりません。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は議案第30号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行い

ます。今回改正は市立穎田病院と養護老人ホーム愛生苑の譲渡に伴うものと説明されています。しかしながら、穎田病院は長年にわたり穎田住民が守ってきたものであり、また愛生苑は穎田町を除く嘉飯山2市7町がなくてはならない公的施設として運営してきたものを本市が合併を機に運営してきたものであります。今回改正は自治体になくなくてはならない医療と福祉の拠点たるべき公的施設を麻生飯塚病院グループを特別扱いして基本的に無償譲渡することに伴うものであり、私は反対であります。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第30号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第50号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 総務課長

議案第50号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

議案書の127ページをお願いいたします。本議案は、飯塚市消防団員の報酬額を統一するために、同条例第12条関係別表の飯塚市消防団報酬額表を改正するものです。

改正内容につきましては、129ページの新旧対照表でご説明いたします。

合併時におきまして、方面隊長以上の団員報酬額は統一しておりましたが、今回、分団長以下の団員につきましては、各方面隊ごとに異なっていた報酬額を統一するものです。

統一するにあたりましては、改正後の団員報酬の支給総額が改正前の支給総額を上回らないという原則のもとに団員報酬額を調整した結果、飯塚方面隊につきましては平均で17.6%の減額、穂波方面隊については、2.3%の増額、筑穂方面隊については、16%の増額、庄内方面隊については、11.3%の増額、穎田方面隊については18.5%の増額になると試算しております。以上簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

勉強不足で申し訳ございませんけれども、災害時における出動手当と申しますか、これがあつたように記憶しているんですけども、あつたのかなかつたのかあればどのようになっておるのか。

○ 総務課長

現在災害出動に関する手当としまして団運営交付金という形で交付しております。これにつきましては、単価2,400円、予算ベースですが、団員の定数1292人が年間2回出動するという想定で620万円ほど支出しております。また、災害出動のほかに夜警、これについても団員が1回分出動するというのでこれも団運営交付金の中で支出しております。それから、団運営交付金ということであれば、本部運営費60万円、それと団員1人につき1,000円といったものも団運営交付金として支出しております。そのほか費用弁償という形で必要に応じて出す分につきましては、訓練、これは全体訓練、方面隊訓練等いくつかございますが、訓練につきましては費用弁償という形で支出しております。また、分団長以上の会議につきましても会議のための費用弁償ということで支出しております。出初式につきましても費用弁償とい

う形で支出しております。従いまして大きく分けまして団交付金という形と費用弁償という形でそれぞれ交付しているところがございます。

○ 永露委員

すみません、もう一度確認いたしますが、出動手当てという名目ではなくて、団交付金という名目で年に2回の出動想定で2,400円といわれましたけれども、これは一人頭のカケる団員数という形ですわけですね。としますと、これは1回というよりも年額2,400円という理解でよろしいのでしょうか。年額一人頭2,400円で2回を想定しているとしますと、1回相当分1,200円ということですね。1回相当分1,200円というそういう理解でよろしいんですかね。

○ 総務課長

1,200円ではございませんで、1回当たり2,400円で2回分ということでございます。それと、夜警の分が1回ございます。

○ 永露委員

わかりました。いずれにしましても、災害出動1回2,400円ということですが、ここ最近の出動回数ですね、おおまかで結構ですけれどもどのようになっておりますか。

○ 総務課長

平成16年から平成18年の3カ年の平均出動回数でございますが、飯塚方面隊では651回、穂波方面隊では424回、筑穂方面隊では85回、庄内方面隊では126回、穎田方面隊では116回、トータルで1402回というふうになっております。

○ 永露委員

いま言われましたのは俗に一般的にいう災害出動ですね、火災。それが飯塚に限れば3カ年の平均で650回ですね。あなたがたが想定されておる出動回数は年2回の出動想定ですか。

○ 総務課長

団員1人当たり2回という想定でございます。

○ 永露委員

どういう計算になるんですかね。いずれにしても全員が毎回出動することはないというふうには理解しておりますけれども、飯塚に限って言えば年間に600回以上の出動があるとすれば普通一般的に考えれば個人一人当たりも結構な出動回数がいっておると思うんですよ。だいたい一人平均どの程度の出動回数があったというふうに想定されておりますか。あなた方が想定されているのが2回という想定をされておるんですけれども、現実的にはどの程度の出動があつておるというふうに考えておりますか。

○ 総務課長

その点に関しましては数字を把握してはおりません。ただ以前聞いておりますのは実際の出動ごとに費用弁償を支出していたこともあったということを知っておりますが、出動された際の人数の把握とかそういったものがなかなか難しい点があったということで年2回程度これもおそらく、すみません、推測でものが言えませんけれども、実情にあつたような形の回数にひきなおして団運営交付金でいまは支出しているというふうに聞き及んでおります。

○ 永露委員

あなたは想定している年2回と年650回の現実的に出動があつておる。そのギャップは感じていないと、一人平均の出動回数をすれば年2回程度だというふうな理解をしておることですか。本当にそう思いますか。それとそれは少し現実とはおかしいと思います、かけ離れておると思いますよ。実際問題そんなもんじゃないと思いますよ。一人ひとりの差はあつても全体的な平均から見ればそんなもんじゃないですよ。年2回なんていう出動回数、想定ということはありませんよ。それと、1回の災害出動手当てが2,400円ということですよ。この金額の出し方、どう思われますかね。災害ってなんですか、大体。そこらへんの見張りに行く

んじゃないですよ。何をしに行くんですか、災害出動は。

○ 総務課長

一番多い例で申しますと火災の場合の災害出動ということになるかと思いますが、この場合団員は常備消防と協力いたしまして消火活動とか鎮火の後の警戒とかあるいは交通整備とかそういったような業務を行っておるというふうに理解しております。

○ 永露委員

坂口部長、あなた最後ですのでお聞きしますけれども、火災の際の災害出動、大変な仕事ですよ。ほとんどが夜中ですよ、だいたい。夜中に飛び起きて一晩中やるんですよ。それであなたがたの災害出動手当の根拠が数も少ないと思うけれども、少ないうえになおさらそういう仕事をいわばボランティア的な仕事をしていただいて2,400円。これ時給にするといくらくと思えますか。その金額と実際にやられておる仕事の内容を考えて本当にこれで全うな金額だと思えますか。答えてください。

○ 総務部長

先ほども総務課長も答弁しましたように以前は飯塚市でも出動に応じて出しておった敬意がございすけれども、その後人数の把握の難しさ、あるいは最終的には人数の把握の難しさということでもいままでの実績を勘案して出すというふうな制度に変わったわけがございす。先ほど総務課長がいました650回というふうな数字をしましたけれども、650回の災害ではなくて1年間の災害に出動した消防団員が650人ということですから、650回といいますと単純に一日2回飯塚地区で災害が、火災がありよるというふうなことでございすので、650人が出動したというふうなことでございす。そういった実績を勘案しまして各都市によっては多い少ないがございすしょうけども3ヵ年平均した額でこの程度ならば出動回数と実態とあうんじゃないかということであろうというふうな算式にしたわけがございす。

○ 永露委員

私がいまお尋ねをしたのは1回でも2回でもいいんです、出動回数は1回でも2回でも10回でもいいですよ。それはいいんですけれども、1回あたりの単価が2,400円という算定根拠を出してあるわけでしょう。それはどうなんですかと。そういう火災現場に夜中に火災が起きて火災現場に行って消火活動をしてあとの整備までして帰ってきてまたあくる日は自分たちの仕事があるんですよ。そういう状況での対価として2,400円という対価がどうですかと。これが全うな対価というふうに考えておられますかというご質問をしておるんです。

○ 総務部長

消防団員の任務というのは基本的にはボランティアという部分が多くて、そういうふうなことで報酬を得るために働いておるのではないということこれは消防団の幹部会議等でもよく団長が言われることでございす。ですから、この前団長会議でもありましたけれども、我々は報酬のために動いているのではない。あくまで地域を守りたいということで動いておって、報酬というのはやはりそのありきたりに答えたいという部分がございすけれども、それを十分に理解したうえで団長方面隊長以下はこの対価とは関係なく我々やるんだということはこのごろお聞きしたばかりでございすのでそのことだけ申し上げて、今後我々も十分消防団の活動をサポートしていくためのいろんな方策については今後考えていきたいと思っておるところでございす。

○ 永露委員

消防団の業務に携わる人たちの気持ちはそうでしょう。だからといって「ああそうですか、お世話になります」じゃ済まんですよ。この仕事がただだけ大変なものかあなたもう認識されておると思うんですよ。だから、「いや、私たちはボランティアの精神でやっていますから」「ああそうですか、ありがとうございます」そんなもんじゃないでしょうも。本来ならば業務は行政がやるべき仕事を補完してくれているわけでしょうが。本来行政がやるべき仕事なんですよ。

それをそういうボランティアに補完していただいております。だから街をまもるため自分たちの地域を守るためにその対価を手当でやっているんじゃないやありませんよ、そりゃその気持ちはそのとおりですけども、「ああそうですか」じゃ済みますよ。それなりの対価もやっぱり見合う対価も考えてやらんと。ですから、そういうことも踏まえて、結局今ものすごく少なくなりよるでしょうが、団員が。そりゃボランティアという精神はわかるけれども、そればかりに頼っていては団員が少なくなる大きな原因の一つでもあろうと思うんです。ですから、この2,400円という、数で出せば一回あたりは2,400円の対価ですよという仕事の内容から言ってそんなもんじゃないですよということは理解していただきたいと思ひますし、あなたはもう残り少ないんですけどもね、これについて少しは見直す気持ちはありますか。あなたはなんともいえませんから、課長いかがですか。

○ 総務課長

まず答弁の前に訂正をさせていただきたいと思ひます。さきほど飯塚方面隊で651回というふうにご答弁申し上げましたけれども、これはすみません、年間延べ651人の出動ということでございました。大変誤解をお招きしましてもうしわけありません。今後見直す考えはないのかというお尋ねでございますが、今回の報酬の改訂に当たりまして前年の支給総額を上回らないという制約の元でこういう調整をさせていただこうとしているところでございます。したがって、消防団も非常に少ない報酬で非常な業務をこなしているという実態はよく承知しております。また、このたびについては団のほうでも実は報酬というよりは消防水利の整備とか、あるいは装備の充実、そういった方向で今後ともがんばってもらいたいというような意向でございました。したがって私どもといたしましては、報酬、あるいは費用弁償の支給についても十分考えては参りたいと思っておりますが、当面次年度以降につきましては消防水利の整備、あるいは消防の詰め所、車庫等の老朽化したところも大変いまだございます。こういったところの整備計画等をきちっと立ててこれを実施計画に盛り込むべく努力してまいりたいというふうに考えております。また、これこそが現在の消防団の団員のみなさんの総意でもございますので、そういった方向で努めてまいりたいというふうに考えております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 永露委員

私が最終的に質問いたしましたのは、1回2,400円という金額について、これはあまりにも低すぎる金額じゃないかというふうには思っています。仕事の内容として、大変迷惑をかけておられますから。それについての見直しをぜひやっていただきたいというふうに申し上げたんですけども、それについては今わからなかったんですけども、「せん」と言ったんですかね。

○ 総務課長

団員の報酬、団運営交付金をはじめといたします費用弁償も含めまして団に交付しているこういったもろもろの経費ですね、これについては今回改めて調整が済んだばかりでございますので、これをまたすぐ改めていくというようなことはなかなか困難ではないかというふうに考えられます。ただ、これに代えてということではございませんが、先ほども申し上げました団の装備、分団詰め所、車庫等をはじめとする施設の整備、それから消防水利の充実、こういった部分については今後新市になりましてから計画的に進めていきたいというふうな考えでおります。

○ 永露委員

いま今回見直しをしたばかりだというふうには言われましたですね。団の交付金の見直しはされたんですか。2,400円、したんですか。出動に対する団の交付金も合わせて今回の改訂と一緒に見直しをされたんですか。

○ 総務課長

団運営交付金の支給総額については冒頭申しましたとおり前年の総額を上回らないという原則の下で調整を行いましたので、金額を上げるというようなことは今回しておりません。ただ、支給方法につきまして今回報酬の方法を統一いたしましたもので、団運営交付金についても出勤回数の多い方面隊、こちらのほうにはやはりそういった活動実績に応じて配分すべきではないかというふうに考えられますので、支給総額は団運営交付金についても変えておりませんが、その支給方法についてはたとえば飯塚方面隊のほうが出勤回数が多いので、こちらのほうに厚く配分して、出勤回数の少ない筑穂方面隊等につきましてはその分を減らすというような考えであります。

○ 川上委員

報酬が減になる方の人数と金額、及び増になる方々の人数と金額をお尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:34

再開 13:34

委員会を再開いたします。

○ 総務課長

報酬が下がりますのは飯塚方面隊ということになりますが、分団長で現行の86,100円が、分団長は9名です、現行の86,100円が改正案では70,900円、減額額といたしまして15,200円。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:35

再開 13:35

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 総務課長

飯塚方面隊の総数が分団長以下の総数ですが、356名、金額といたしましては173万4,720円減ると、総額です、ということになっております。増えるほうでは穂波方面隊が分団長以下240名、増額としまして13万9,200円。筑穂方面隊では282名、増える額としましては94万700円。庄内方面隊では158名、増える金額といたしましては41万9,400円。颯田方面隊では104名、増える金額としては17万9,600円というふうに試算しております。

○ 川上委員

そうすると、金額的には173万円減で167万円プラスと、増というと減らすんですね、金額的には、そうでしょう。

○ 総務課長

トータルといたしましては今回の改訂予定で2,722万800円、現行の支給総額が2,727万6,620円でございますので支給総額としては5万5,820円の減ということで考えております。これは冒頭申し上げました支給総額を上回らない範囲で調整した結果このようになったものでございます。

○ 川上委員

いま言われた支給総額を上回らないと、従来の、前提とのかかわりがあるんですが、仮に試算されたと思うんですが、飯塚方面隊の水準に全体を合わせると、そういう統一の仕方をするという場合は従来から比べると新たな費用、新たに求められる支出はどのくらいだという資産

になっていましたか。

○ 総務課長

今回の資産については今議員が申されたような方法も含めて10通り以上検討いたしました。申し訳ないんですが、そのときの分の資料をいま持ち合わせておりませんが、やはりかなり飯塚にあわせると支給総額が大きくなってしまうということでした。

○ 川上委員

そのかなりというところの額がわかりませんか、10通り計算したんだったら。一番財政的には負担が大きいかと思うような支出する側としては思うようなケースと思うんですが、出てきませんか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:39

再開 13:41

委員会を再開いたします。

○ 総務課長

申し訳ありません、答弁を修正させていただきます。飯塚方面隊の報酬額に合わせて5つの方面隊をどうなるかという試算はいたしておりません。申し訳ありません。

○ 川上委員

してないということはわかりました。いま消防団員の方々のどういう活動をされているかということを見れば、穂波・筑穂・庄内・穎田で増やすのは認められると思うんですね。当然とさえいえると思うのですが、減らすほうはどうかという問題なんですよ。飯塚方面隊なんです、173万円減ずるといいますよ。173万円です。それで、飯塚方面隊は合併で業務量が減ったりしたんですか。

○ 総務課長

飯塚方面隊の業務ということ言えば担任する地域等変わっておりませんので、基本的には合併したからといって内容が変わったということではございません。

○ 川上委員

私は上げるのはいいんですけど、活動業務量は、合併によって減ったりしてないわけでしょう。それなのに減らすというのは納得がいきにくいんじゃないかと思うんですよ。その減らすだけでも今聞けば173万円じゃないですか。こういうふうに考えていくと、173万円用意できれば下げる必要はないわけでしょう。統一にならないということもあるかもしれませんが、統一補助金を下げればいいじゃないですか。そういうふうな考え方はされてないんですか。

○ 総務課長

団員の報酬額につきましては合併後2年間調整のために期間をとっていた経緯がございます。今年度でいえば団員の活動服とかアポロキャップとか、そういった装備に2,700万円を投じまして統一をしたところでございます。従いまして合併後2年たちまして、さらに団としての一体感、そういったものを醸成していくためには、この時期の報酬の統一というのはやらなくてはいけないことではなかったかというふうに考えております。

○ 川上委員

納得がいきません。質問を終わります。

○ 委員長

他に質問はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は議案第50号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。主な改正点は、報酬の統一を理由に分団長、副分団長、部長、班長、団員について、穂波・筑穂・庄内・穎田の各方面隊は引き上げる一方、飯塚方面隊は引き下げるものであります。しかしながら、合併統合したということで業務が減少するというのではなく、飯塚方面隊の報酬引き下げは道理がありません。統一というなら飯塚方面隊の水準を維持しながら進めるべきであり、道理のない報酬引き下げを含む今回の改正は認められません。討論を終わります。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第50号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 13:47

再開 13:55

委員会を再開します。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、3件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「平成19年度タウンミーティング等における意見に対する対応状況の公表について」報告を求めます。

○ 総合政策課長

平成19年度タウンミーティング等における意見に対する対応状況の公表についてご報告申し上げます。

平成19年度に開催いたしましたタウンミーティングおよび地区懇談会におきまして、市民の皆様からいただきました意見・提案に対する対応状況のとりまとめができましたので、公表するものでございます。

公表の方法といたしましては、本委員会に報告した後、本庁、各支所および各公民館で供覧するとともに、ホームページに掲載をする予定でございます。内容につきましては省略させていただきます。簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(発言するものあり)

暫時休憩します。

休憩 13:57

再開 13:57

委員会を再開します。

○ 総合政策課長

先ほど申しました場所のほかにも置きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「政治倫理条例第7条の規定に基づく政治倫理審査会委員の委嘱について」、報告を求めます。

○ 人事課長

政治倫理条例第7条の規定に基づきます政治倫理審査会委員の委嘱につきましてご報告いたします。

飯塚市政治倫理条例第7条の規定に基づきまして、資産報告書の審査等を行う政治倫理審査会の委員につきまして、9名の方々に対し平成20年2月1日付けをもって委嘱をいたしました。任期は2年でございますが、9名の内訳といたしましては、委員名簿を資料として提出させていただいておりますが、市議が3名、税理士、司法書士など有識者3名および応募のあった市民10名の中から公開抽選による3名となっております。以上簡単でございますが、ご報告いたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○ 管財課長

公用車の交通事故について簡単に報告いたします。

本件事故につきましては、平成20年3月3日に専決処分いたしまして、今議会の最終日に報告第10号で追加報告する案件であります。

事故の概要ですが、2月5日午前9時35分頃、土木管理課職員が鯉田地内の上り坂途中の路上に公用車を駐車し、業務を終え戻ったところ、ギアをニュートラルにしていたこと、サイドブレーキの引きが不完全であったことにより、公用車が無人で坂道を下り、自宅車庫に駐車してあった相手方車両と衝突し、双方の車両を損傷させたものです。

双方に人身のケガはありませんが、公用車は左リアバンパー等、相手側は左フロントバンパー等の修理が必要です。

事故の原因ですが、これは市職員が坂道における適切な駐車措置を怠ったことが原因であります。過失割合は市100%であります。

今後は事故を起こさないよう職員はもとより、他の職員につきましても、安全運転するように指導いたします。

以上、簡単ですが公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。